

# 速報！さくらユウワ通信

## 令和7年度税制改正 子育て世帯を支える3つの優遇措置のご紹介

依然として、少子化が進んでいる日本ですが、令和7年度税制改正で子育て世帯の経済的負担を軽減すべく、複数の優遇措置が講じられます。本号では、その改正内容をご紹介します。

### ■ 新生命保険料控除の拡充（令和8年分のみの所得税が適用対象）

新生命保険料に係る、一般生命保険料控除において、居住者が「23歳未満の扶養親族」を有する場合、令和8年分における一般生命保険料控除の控除額が見直されます。

23歳未満の扶養親族を有する場合		左記以外	
年間の支払新生命保険料	控除額	年間の支払新生命保険料	控除額
30,000円以下	支払新生命保険料の全額	20,000円以下	支払新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	支払保険料 ×1/2+15,000円	20,000円超 40,000円以下	支払保険料 ×1/2+10,000円
60,000円超 120,000円以下	支払保険料 ×1/4+30,000円	40,000円超 80,000円以下	支払保険料 ×1/4+20,000円
120,000円超	一律60,000円	80,000円超	一律40,000円

（注）一般生命保険料控除及び介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額は120,000円（現行通り）

### ■ 住宅ローン控除の延長と借入限度額の上乗せ

子育て世帯等\*1が対象となり、借入限度額の上限が、令和7年入居分まで延長されます。

\*1子育て世帯等：夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者

住宅の区分	借入限度額（特例対象個人）	借入限度額（通常）	控除期間
認定住宅	5,000万円	4,500万円	13年
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	13年
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	13年

### ■ 子育てに対応した住宅へのリフォーム減税の期間の延長

子育て世帯等が所有する居住用の家屋に、一定の子育て対応改修工事\*2を行った場合、その改修工事に係る費用の10%に相当する金額を控除できます。こちらの適用期間が、令和7年中まで延長されます。

\*2子育て対応改修工事

住宅内における子供の事故を防止するための工事 ex)転落防止用の手すり取付やチャイルドフェンスの設置等  
 対面式のキッチンへの取り換え工事  
 開口部の防犯性を高める工事  
 防音性の高い床や窓への交換  
 可動式の間仕切壁の設置

（注）1.子育て対応改修工事の日から6か月以内に居住開始している必要あり

2.この控除を受ける年分の合計所得金額が2,000万円以下

3.子育て対応改修工事に係る費用の額が50万円を超えるものが対象

4.リフォーム工事完了後、居住を開始した年分の所得税が減税の対象

#### 【参考】

- ・国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』[2025kaisei.pdf](#)
- ・国土交通省『リフォーム促進税制ご利用ハンドブック』[001739319.pdf](#)

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問合せください。【藤本】